10 「工賃向上計画」の実施について

(1) 工賃倍増5か年計画の課題

これまでの「工賃倍増5か年計画」については、「成長力底上げ戦略」に基づく『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環として、都道府県レベルでの計画策定、関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みを推進してきたところであるが、個々の事業所レベルにおいては、必ずしも全ての事業所での計画策定が実施されてないことや、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。

また、工賃向上への取組みに関し、市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や連携体制なども十分に確立しているとは言えない状況にある。

(2) 新たな工賃向上計画による今後の取組み

一方で、障害者が地域で経済的にも自立して生活するためには、一般就労が可能な者にはそのための支援が、また一般就労が困難であるものについては就労継続支援B型事業所等における工賃水準を向上させることができるよう支援していくことが重要であり、厚生労働省としては、<u>引き続き工賃向</u>上のための取組みを支援していくこととしている。

具体的には、<u>平成24年度から平成26年度までの3か年の新たな「工賃向上計画」を策定</u>することとし、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを目標設定により計画的に進めることとしている。

この新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で、個々の事業所においても「工賃向上計画」を策定することを原則とすることを考えている。

特に今後は、事業所における作業の質を高め、発注元企業からの信頼の獲得により安定的で継続的な運営に資する取組みが重要と考えられることから、経営力育成・強化や専門家(例:農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同受注化の推進により工賃の向上のための支援の強化・促進を図ることを考えている。

(3) 新たな工賃向上計画の主なポイント

① 都道府県、事業所における工賃向上計画の策定

都道府県、事業所において「工賃向上計画」を策定することで、計画的に工賃の向上を目指すものとする。また、都道府県の計画では、官公需による発注の促進についても目標として掲げて取組むことを推奨する。

これまでの計画では、事業所の計画策定は自主的な取組みとされており、策定していない事業所も多く、事業所責任者の意識の差が見受けられた。

工賃向上のためには、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理

念・運営方針を示し、共有していく必要があることから、「工賃向上計画」 を特別な事情がない限り作成することとする。

② 工賃の算定方法について

目標とする工賃は、各都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の 経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することする。

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、報告する工賃はこれまでの月額に加え、時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。

③ 個々の目標値の積み上げを全体の目標値とする

工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情等を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最低賃金の1/3程度)を目指すことを前提に、個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを全体の工賃向上の目標値とする。

④ 計画当初の事業所を対象とすることを基本とする

工賃の状況把握(報告)にあたっては、計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。

⑤ 市町村への支援の依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても事業所の工賃向上への取組みについて積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

・ 市町村における取組の例:市町村の広報誌の活用や商工団体への協力 依頼等による企業からの仕事の発注の促進 や官公需による発注の促進 等

(4) 実施に向けての準備等

事業の実施に当たっては、別途基本的な指針、実施要綱をお示しすることとしているが、都道府県におかれては工賃向上計画の策定に向けた準備を、また、管内の各事業所において工賃向上計画の策定に向けた準備がなされるよう周知方をお願いしたい。

加えて、工賃向上計画作成スケジュールに記載のとおり、今後「工賃向上計画」による目標値等を報告いただいた上で、全国集計を行い、その結果を公表することを考えているので、ご了知いただくとともに、ご協力をお願いしたい。

「工賃向上計画」の実施について

- 一般就労が困難である者には、就労継続支援B型事業所等での工賃水準が向上することが重要であり、そのための取組みとして、平成24年度から平成26年度までの3か年の新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進めることとしている。
- 事業の実施にあたっては、別途、基本的な指針、実施要綱をお示しすることとしているが、都道府県におかれては工賃向上計画の策定に向けた準備を、また、管内の各事業所において工賃向上計画の策定に向けた準備がなされるよう周知方をお願いしたい。
- 工賃向上計画作成スケジュールに記載のとおり、今後、「工賃向上計画」による目標値等を報告いただいたうえで、全国集計を行い、その結果を公表することを考えているので、了知いただくとともにご協力をお願いしたい。

「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について (案)

工賃倍増5か年計画の課題

- ◇ 工賃倍増5か年計画(H19~H23)では、都道府県レベルでの計画作成・関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組みが推進されてきたが、個々の事業所のレベルでは、必ずしも全ての事業所で計画の作成がなされておらず、また、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となり得ていない。
- ◇ 市町村レベル・地域レベルでの関係者の理解や協力関係の確立なども十分とは言えない。

新たな工賃向上計画による今後の取組み

- ◇ 平成24年度からの新たな計画では、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取組みを、目標設定により計画的に進める。
- ◇ 新たな計画では、都道府県主体の取組みから、都道府県と事業所が共同して 取組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確 になる中で、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とする。
- ◇ 特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家(例:農業の専門家等)による技術指導や経営指導による技術の向上、共同化の推進のための支援の強化・促進を図る。



新たな工賃向上計画の主なポイント

【計画期間】 3か年(平成24~26年度)

【対象事業所】 就労継続支援B型事業所(都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可)

- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。
 - これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、<u>特別な事情がない限り</u> 個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。

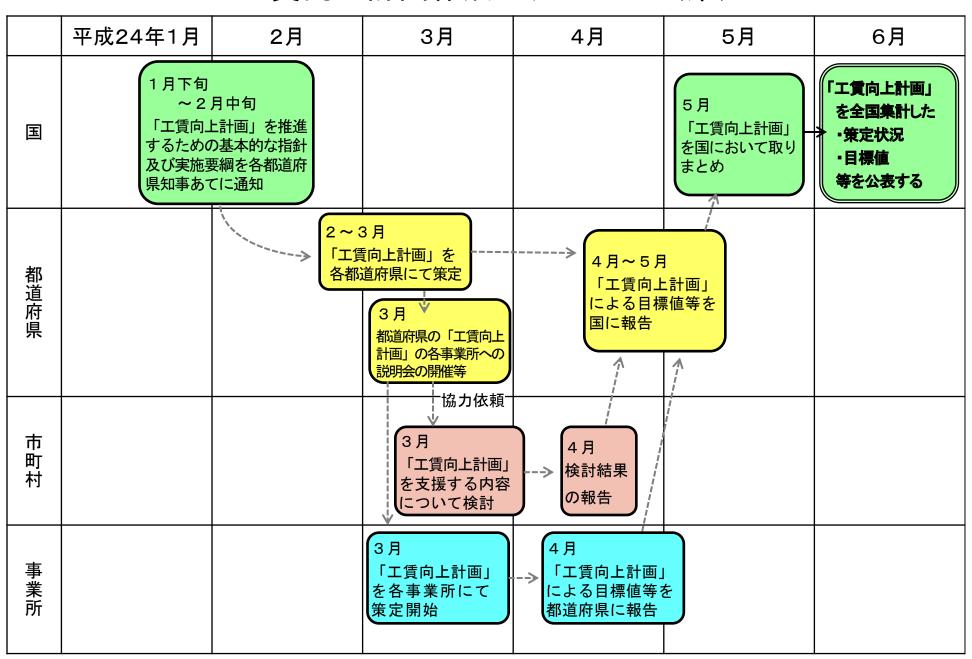
また、**都道府県の計画では、官公需による発注促進についても**目標値を掲げて取り組むこと推奨する。

- ② 報告する工賃は、これまでの<u>月額に加え時間額</u>も対象とし、目標とする工賃については<u>月額または時間額</u>により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば、時間額が最低賃金の1/4程度の場合に最低賃金の1/3程度)を目指すことを前提に、個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。

このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。

- ④ 工賃の状況把握(報告)にあたっては、<u>計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし</u>、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、<u>市町村においても工賃向上への事業所の取組みを</u> **積極的に支援していただくよう協力を依頼**する。
 - ・市町村における取組みの例:市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進など

工賃向上計画作成スケジュール(案)



	モデル実施		工賃倍増5か年計画(19年度~23年度)								工賃向上計画(24~26年度)			
	18年度	19年度 20年度 21年度		21年度	22年度		23年度			24年度	25年度	26年度		
予 算			5億円	15億円	16億円	8億円		5億円			4億円			
国	エ す ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	E X X X X X X X X X X	エの事域ウ 円の障すの注仕介に計にを 地ル行ワ当クエ 賃各例へを 円の障すの注仕介に計にを 域一政一該が賃倍地をの提 卓場害る仕を組す、画お行 のプとをツ心増増域に、ウ 議用にかのすをと倍内助	先進事例の広 事例の広 を表 表 提 供 を 表 表 提 供 を 、 等 を ま を ま た 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も 、 も	各都 道 態 等 の 把握	し 行す後 ② に 行 権	に賃引き上げの一環と て事業の見直し等を でう事業所が多数所在 る都道府県に対する を押し支援 晶祉施設の受注確保 に向けた取組強化	し 行 す 後 ②补	に賃引き上げの一環と て事業の見直し等を 行う事業所が多数所在 る都道府県に対する 対押し支援 富祉施設の受注確保 に向けた取組強化		工賃向上計画については、各都道府県のこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する就労継続支援B型事業所等に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する 1 基本事業(補助率 1/2) ① 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意語向上を図る 【新たに追加】 ② 技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】			
都道府県	実施結し事 検証事 反映			① ト経 事職 デ配入拓 説実設意 障理業 フに営 業実 不置企 明施職識 害理 のの といる援 職 国 タびの 等る等 就示 まいん まま 所習 一 受開 の 施の 労す の かんの 労す	利就職た導を 制力を を を を を を は を を は を は を は を は の は の は	基本事業(1/2)	①コンサルタントに よる施設経営支援 ②生産活動への企 業的手法への導 入のための職員 研修等	基本事業(1/2)	①コンサルタントに よる施設経営支援 ②生産活動への企 業的手法への導 入のための職員 研修等		事業所の ④ 事業所 【継続】 ・ 事業 経営ノ ・ イン ・ 研修	ンサルタント派遣工賃引き上げの推 職員の人材育成 所職員の人材育成 ウハウの向上)のかターネットを活用 開資料、データ)	進 に関する経費 (スキルアップ、 ための研修 引した情報提供 に関する経費	
			工賃倍増計画 を策定			特別事業(10/10)	①保証のけた取組 の一環として、「共 同受注窓口実施 の一受注窓を府事業を 実績:6道業所 (実績:6道業所所に 対する向上計 工賃成研 を 87	特別事業(10/10)	①福祉施設の では では では では では では では では では では		2 特別事業(補助率 1 ① 共同化推進 共同受注窓口を継続できる。【継続・拡大】 ② 工賃引き上げに積極的な好事例の紹介、説明会の第 ③ 事業者の経営意識の向上への説明会) 【継続】		る体制の確立 事業所による 施 【継続】	

C賃向上計画(24~26年度)

上げに資する就労継続支援B型事業所等に対す る安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する 基本事業(補助率 1/2)

- 2 技術向上 専門家(例:農業等)による技術指導や
 - 経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】
- 事業所の工賃引き上げの推進 ④ 事業所職員の人材育成に関する経費
- 【継続】
- 事業所職員の人材育成(スキルアップ、 経営ノウハウの向上)のための研修 インターネットを活用した情報提供
- (研修用資料、データ) に関する経費 特別事業(補助率 10/10)
- 1 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立
- を図る 【継続・拡大】 ② 工賃引き上げに積極的な事業所による
- - 好事例の紹介、説明会の実施 ③ 事業者の経営意識の向上 (未着手事業所 への説明会) 【継続】